

令和7年1月

# さつま町議会臨時会会議録

令和7年1月27日 開会

令和7年1月27日 閉会

さつま町議会

令和7年1月さつま町議会臨時会審議結果

令和7年1月27日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 1	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 2	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 3	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 4	令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 5	令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 6	令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 7	令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—
議案 8	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	R7. 1. 27	R7. 1. 27	原案可決	—

# 令和7年1月さつま町議会臨時会会議録

## 目 次

○1月27日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）	3
議員派遣の件 （決定）	1 3
閉 会	1 3

令和7年1月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年1月27日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
14番	川 口 憲 男 議員	13番	上久保 澄 雄 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	神 園 大 士 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	角 茂 樹 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	富 満 悦 郎 君
総合政策課 長	大 平 誠 君	財 政 課 長	垣 内 浩 隆 君
町民環境課 長	松 山 和 久 君	ほけん福祉課 長	甫 立 光 治 君
ほけん総括監	濱 田 清 美 君	こども課 長	久保田 春 彦 君
水 道 課 長	出 水 隆 君	教育総務課 長	藤 園 育 美 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第 6 議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議員派遣の件

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和7年1月さつま町議会臨時会を開会します。

---

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、平山俊郎議員及び3番、上圀一行議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

---

△日程第3「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第6「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第10「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から、日程第10「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」までの議案8件について議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、「議案第1号」から「議案第8号」まで一括して、提案の理

由の説明を申し上げます。

まず、「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、さつま町長等の期末手当の支給率を改正しようとするものであります。

次に、「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、人事院勧告に基づき本町職員の給与を改定しようとするものであります。

次に、「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」についてであります。これは、社会福祉総務費に要する経費及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,550万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億5,620万2,000円とするものであります。

次に、「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」についてであります。これは、医療費適正化対策費に要する経費及び特定健康診査等事業並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,824万9,000円とするものであります。

次に、「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてであります。これは、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,967万2,000円とするものであります。

次に、「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。これは、介護認定調査等費及び一般介護予防事業費に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,493万8,000円とするものであります。

次に、「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算(第3号)」についてであります。これは、収益的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出を273万5,000円増額し、補正後を4億1,691万3,000円とするものであります。

最後に、「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)」についてであります。これは、収益的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出を11万5,000円増額し、補正後を6,880万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長(富満 悦郎君)

それでは、「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長(富満 悦郎君)

続きまして、「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

続きまして、「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

引き続きまして、「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

一点だけお伺いしますが、町長等、次の議案の職員等の人事院勧告に基づくというのは、これは国の法律のもと、流れでございますので理解して、そういうことで全国的な流れですから理解するところなのですが、ただひとつ、こうなった場合に行政とともにやっていく町の社会福祉協議会とか、私のところの土地改良区も合併した時の規約条例が「町に準ずる」ということになっているのですよね。そうなった場合に、それぞれの組織で財政が苦しい中に、町に準ずるというかたちになっていくなかで、そこの支援というのは全然考えてもらえないものなのか。それは自助努力して自分たちでやりなさい。と、町長と職員は人事院勧告ですからこうやりますと、こういう流れしかできないのか。そこあたりの判断というものはどんなふうに考えればいいのか教えていただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

今回、人事院勧告に基づきまして、我々を含めました職員の給与改定ということで御提案させていただいているところでございます。

それぞれ団体等がございまして、その規定等によりまして、町の職員の給与に基づいた取扱いということで定められているところもございまして、基本的にはそれぞれの団体で検討していただくことが肝要かと思っております。

また、来年度の支援策と言いますか、支援等につきましては、新年度の予算等で検討してまいりますけれども、ここについては、それぞれの団体の中でそういう財政状況等みながら御判断していただければと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」質疑を行います。質疑はありますか。

○岸良 光廣議員

新卒者の初任給が引上げられることは非常に良いことだと私も考えております。最近のニュースを見ていると、大企業なんかはこのレベルではないぐらいの初任給のアップ率になっている。下手したらさつま町の大卒の倍ぐらいあるのではないかと思うのですが、それはまた別として、鹿児島県内の近隣の町政における高卒、大卒の新任の初任給と、このさつま町の今回改定しようとしている金額、これは鹿児島県内の市は別として、町政としては、さつま町の場合はどのぐらいに位置しているのか。例えば、一番高い方に位置しているのか、あるいは中間ぐらいに位置しているのか、そこのところどう考えておられるのか教えてください。

○総務課長（富満 悦郎君）

県内での市町村での初任給の位置づけということでございまして、基本的に、他市町村の職員の方々と情報交換する中では、国の基準に基づくもので、そこまでさつま町が突出してい

るとか、低いとかいうところではないということで、ほとんどの団体が国の基準に基づく改定をしているということで、金額については、特段高いとか低いとかというところの部分ではないと考えております。

ただ、給与の適正化を考える上で参考になりますのが、国家公務員の給料と比較するラスパイレス指数というのがございますけれども、類似団体、県の平均と比較しても少し若干低い位置にあるということで、おおむね適正な基準が保たれていると分析しているところでございます。

#### ○岸良 光廣議員

なぜ、これを聞いたかと言いますと、昨年11月か12月でしたか、国家公務員の給与を100としてみた場合に、鹿児島県内の各市町村で国会公務員100に対して、どの市町村がどの程度の給与推移にあるのか、確か一番高かったというか上にあつたのが、湧水町とか、ああいうところが多分一番高いところにあつて、さつま町の場合はさほど上でもなかった。それで聞いたのですけれども、課長の説明であれば、国家公務員の給与に対して、国の基準に従っているのだということなのですが、だけど、各市町村を見てみると、報道でもあつたように国会公務員の給与の基準に対して各市町村が100に対して、例えば95なのか、あるいは88なのか。というデータが新聞等にも出ておりました。それを見た時に、あんまりいいほうでもないのかなと思つたものですから。多分、今後について特に新規採用される場合に、やはり民間企業と行政との給与関係というのはやはりいい人材を確保するにあたっては、少しでも良い環境でできることならばしていただきたいなど考えるところもあるものですから。特に、課長の説明では平均というふうにありましたけれども、実際は、そういうふうに報道関係では、各市町村のどのぐらいのレベルですよというのを新聞等にも出ておりますので、やはり課長、説明については、そこははっきりと状況説明を今後はしていただきたいと要請はしておきます。

#### ○総務課長（富満 悦郎君）

今、国の給与に対する指数、ラスパイレス指数の話をしてします。具体的な令和5年度の数字で言いますと、本町が95.3%ということで、県内の平均が97.0%類似団体が96.1%ですので、それよりも若干低い位置に位置しているというふうに認識しているところでございます。

今後もこのような指標を踏まえて、いろんな情報を収集しながら給与の適正化に努めてまいりたいと考えております。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。

よって、「議案第2号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

**○古田 昌也議員**

お疲れ様でございます。

説明資料の7ページ上段の住民税非課税世帯3万円給付の件なのですが、予算書でお聞きしたいところが一点。

今、振込でプッシュ型でもう全世帯いつているのかというのが一点と、プラスアルファで、13ページの3款1項1目の19節扶助費の一番下で、住民税非課税世帯給付金のほうで、職員の時間外勤務手当が60万円付いている。プッシュ型がほぼできているのにも関わらず、残業がつくということは、相当な業務量があるのかだけ確認させてください。

**○ほけん福祉課長（甫立 光治君）**

ただいまの御質問についてでございますが、ある程度、前回からプッシュ型を利用しておりまして、ほとんどがプッシュ型になってはおりますが、一部で口座が使えない方とかいらっしゃる関係上、直接お渡しするかたちとか、一部にあることはございます。特殊な場合ということで、それは捉えていただければと思います。

続きまして、時間外の関係でございますが、これまで住民税非課税世帯を対象としたこの給付金について、一生懸命取り組んできており、前回もいろいろなシステムを組んでやってきてはおります。また新たにこうして3万円給付というかたちで出ましたことから、業務量としてはあまり変わらないのかなど。ただ、支出の部分の口座の振込のかたちの部分はこのようなかたちでプッシュになっているので、楽にはなっているとは思いますが、受領の時には、確認作業等ございますので、このようなかたちで時間外も一応最大限いつてというかたちで取らせていただいております。全部使うというわけではないというかたちでやっていきたいと思っております。

**○古田 昌也議員**

最大限60万円ぐらいで済むというかたちで考えた時になのですが、こういうことがあればやはり行政のほうにはかなり負担がかかっているという認識では間違いないということではよろしいですか。

**○ほけん福祉課長（甫立 光治君）**

一応、制度的に国の制度であります。事務作業等はございますので、ある程度の負担はあると認識しております。

**○上別府 ユキ議員**

皆さん、お疲れ様です。

私は、予防接種事業費、带状疱疹定期接種についてというところで御質問したいと思うのですが、7ページのただいまのところの下のほうですけれども、带状疱疹定期接種について説明していただきたいというのと、現在さつま町はもう本年度4月から単独で補助事業をやっているところですので、それとの違いとかも含めてお教えください。

○ほけん総括監（濱田 清美君）

御質問いただきました、予防接種事業費についてであります。

带状疱疹の定期接種につきましては、これまで今、令和6年度、带状疱疹の予防接種を実施しているのは任意接種になっております。50歳以上の方を対象にしたものというところで行っておりますが、令和7年度からは定期接種ということで位置付けられましたので、65歳以上の方で、70歳、75歳というかたちで、5歳階級で100歳までの方を対象にしております。初年度につきましては、100歳以上の方は全員が定期接種の対象というかたちで行うこととなります。

定期接種につきましては、高齢の方はB類の疾病というふうな分類分けがございまして、定期接種の中には、A類疾病とB類疾病というふうな2つの組分けがございまして、A類疾病につきましては、小児の子どもたちの定期接種が主になっておりまして、高齢者の方々につきましては、B類疾病ということで、個人で予防をするワクチン接種というものが主なものになります。A類疾病の定期接種につきましては、集団の中で予防するワクチン接種ということでA類とB類というふうに分かれております。

○上別府 ユキ議員

御説明ありがとうございました。

それで、本年度の4月から行われている任意接種の接種状況というのはどれぐらいになっているか、12月あたりでいいのですが、御説明いただければと思います。

○ほけん総括監（濱田 清美君）

今年度の12月時点での接種状況は、ワクチンが生ワクチンと不活化ワクチンの2種類ございますが、延べで559件という接種状況になっております。

○上別府 ユキ議員

任意でやった場合、550件というところですが、これが定期接種となった場合はどれぐらいの数量にいくのかというところの試算等はおありでしょうか。

○ほけん総括監（濱田 清美君）

令和7年度からの定期接種の対象になりますと、先ほど申し上げました65歳から5歳階級ということで、対象者を積算した時に1,762名の方が対象者というかたちになります。今年度、任意接種で50歳以上の方が接種をしていらっしゃる、その接種の実績を見た時にこの年齢の方を按分したときの割合としては、702名を予定しております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

それでは、一点だけ質問させていただきます。

7ページの歳入について。歳入のところで、保険者努力支援制度交付金というのがありますけれども、こちらのほう、医療費のほうを、たくさん薬を投与する人がいないかとか、いろんな評価の基に交付されるものですが、さつま町は県内のなかで評価というものが高いのか、昨年度よりも評価が上がって、ほけん福祉課がいろいろ推進している事業の成果が表れているのかどうか、そちらをお示してください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問でございますが、前回の国保事業の1人当たり医療費については、若干は下がってはいるもののあまり変わらないところでございます。

いろいろな保険者の努力ということで、いろんな事業をしていますが、全体的に見て今までとあまり、努力はしているもののあまり変わらないところであると考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第11「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議は、ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

---

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年1月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 平 山 俊 郎

さつま町議会議員 上 冨 一 行